（昭和五十一年度分の報奨金の支給に関する特例）

（削る）

第八条　昭和五十一年度分の報奨金の支給に関する附則第二条及び第三条の規定の適用については、附則第二条第一項中「翌年度の九月三十日（当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日から四十五日を経過した日）」とあるのは「昭和五十二年十二月三十一日」と、同条第二項中「第十六条」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えて適用される第十六条」と、附則第三条第二項中「八十四人」とあるのは「四十二人」とする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬） **第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十六及び第十二号の二十六に掲げるものを除く。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	（毒薬及び劇薬） **第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十五及び第十二号の二十六に掲げるものを除く。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十一条の二の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則を次のように定める。

平成三十年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬において、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

一　放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　放射性同位元素等が漏えいしたとき。

三　前二号のほか、放射性同位元素等の運搬に関し放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

附　則

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一